

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則

発出年月日：平成14. 6. 28

文書番号：沖縄県公安委員会規則 8

公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認定、認定の拒否、認定の取消し、指示、営業の停止命令、営業の廃止命令その他法の施行に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 法第5条第2項の規定により自動車運転代行業の認定を行うことをいう。
- (2) 認定の拒否 法第5条第3項の規定により自動車運転代行業の認定を拒否することをいう。
- (3) 認定の取消し 法第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消すことをいう。
- (4) 変更届出 法第8条第1項の規定により変更の届出をすることをいう。
- (5) 認定証の返納 法第9条第1項及び第2項の規定により認定証の返納をすることをいう。
- (6) 指示 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定により自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (7) 営業の停止命令 法第23条第1項又は法第25条第2項第2号の規定により自動車運転代行業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (8) 営業の廃止命令 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号の規定により自動車運転代行業の廃止を命ずることをいう。

(認定の拒否の通知)

第3条 法第5条第3項の通知は、認定に関する通知書（様式第1号）により行うものとする。

(認定又は認定の拒否を行う場合の協議)

第4条 法第5条第4項の協議は、認定に関する協議書（様式第2号）により行うものとする。

(行政処分の上申)

第5条 沖縄県警察本部交通部交通企画課長は、認定の取消し、指示、営業の停止命令又は営業の廃止命令（以下これらを「行政処分」という。）を行う必要があると認められる場合は、行政処分上申書（様式第3号）に証拠資料及び関係書類を添えて、沖縄県警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

(意見陳述のための手続)

第6条 法に基づき行政処分を行う場合の被処分者の意見陳述のための手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下この条において「聴聞規則」という。）に定めるところによる。

- 2 前項の意見陳述を行う場合は、認定の取消しにあつては聴聞規則別記様式第6号により、指示、営業の停止命令及び営業の廃止命令にあつては聴聞規則別記様式第16号により通知するものとする。

(認定の取消し等を行う場合の協議)

第7条 法第7条第2項の協議は、認定取消しに関する協議書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第23条第1項又は法第25条第2項第2号の協議は、営業停止命令に関する協議書(様式第5号)により行うものとする。

3 法第24条第1項又は法第25条第2項第3号の協議は、営業廃止命令に関する協議書(様式第6号)により行うものとする。

(行政処分のお知らせ)

第8条 公安委員会は、行政処分を決定したときは、認定取消通知書(様式第7号)、指示書(様式第8号)、営業停止命令書(様式第9号)又は営業廃止命令書(様式第10号)により被処分者に通知しなければならない。

2 前項の行政処分の通知は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)が行うものとする。

3 管轄警察署長は、行政処分の通知を完了したとき、又は被処分者が所在不明等のためその通知ができなかったときは、行政処分執行報告書(様式第11号)によりその状況を本部長を経由して速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(変更届出等に関する通知)

第9条 法第8条第2項の通知は、変更届出に関する通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 法第9条第3項の通知は、認定証の返納に関する通知書(様式第13号)により行うものとする。

3 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の通知は、指示に関する通知書(様式第14号)により行うものとする。

(認定証返納の場合の届出書)

第10条 法第9条第1項又は第2項の認定証の返納は、認定証返納届出書(様式第15号)を提出して行うものとする。

(身分証明書の提示)

第11条 警察職員は、法第21条第1項の立入検査を行う場合は、同条第3項の規定により身分証明書(様式第16号)を提示しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式等省略